

# 銀行取引約定書のあり方について

平成11年3月

## はじめに

企業の資金調達の手続きに関する協議会においては、企業の資金調達の手続き、資産運用の効率化という観点から、規制緩和、制度整備、税制改正等を働きかけてきた。規制緩和については、昨年の通常国会で成立した金融システム改革法によって相当程度達成された感があるものの、折角の規制緩和の効果を阻害するおそれがある民間の横並び慣行が存在している。

このような民間の横並び慣行の代表的な例として、各銀行が横並びで利用している全国銀行協会連合会作成の銀行取引約定書ひな型(昭和37年作成、昭和52年改正)が存在する。銀行取引約定書ひな型については、平成9年の行政改革委員会規制緩和委員会において、使用義務がないことが確認されたが、本協議会加盟企業を対象とした調査をしたところ、76%の企業が日本の銀行については銀行取引約定につき横並び慣行があると指摘し、22%の企業が日本の銀行については銀行取引約定につき横並び傾向があり、ほぼ同様の書式が利用されているとの指摘があった。

現行の銀行取引約定書は、銀行の貸付債権の保全・回収を確実にし、預金の払戻を確保する目的で、一律に銀行が企業に一方的に差し入れさせるものであり、その内容も貸し手である銀行に著しく有利なものとなっている。しかしながら、そもそも銀行と企業の関係も多種多様となっており、基本契約で定めるべき事柄、その内容について一概に共通項を見出しにくい状況にあり、実際の銀行取引においては、企業が銀行に対して債権を有することも十分想定されるところであるほか、相次ぐ金融機関の破綻や、2001年のペイオフ導入等、昨今の金融情勢に鑑みると、企業の側において、企業の銀行に対する債権の保全を図る現実的必要性があることは否定しがたい。

したがって、全国銀行協会連合会においては、従来の銀行取引約定書ひな型をすみやかに廃止すべきであり、仮に今後もひな型を使用するのであれば、双務的に約束して双方所持すること、内容も両当事者が公平な立場で取引条件を合意することを基本とした本銀行取引約定書試案を参照し、従来のひな型を改訂すべきである。その際、全国銀行協会連合会は、関係金融機関に対し、従来のひな型を利用した銀行取引約定書の見直しや、継続的契約関係である融資取引における優越的地位を背景とした、問題ある取引慣行の改善を公正な取引確保の観点から促すことが期待される。

なお、本協議会の構成員は大手事業法人であり、本試案も銀行と大手事業法人との取引を想定したものであることも付言しておく。

以上

## 銀行取引約定書改正試案新旧対照

旧	新
銀行取引約定書	銀行取引約定書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
住所	住所
本人(印)	会社名 ○ ○ 銀行
住所	代表者 (印)
保証人(印)	(以下「甲」という)
	住所
	会社名 ○ ○ 銀行
	代表者 (印)
	(以下「乙」という)
私は、貴行との取引について、次の条項を 確約します。	甲と乙は、次の条項を確約します。

<p><b>【コメント】</b>  (旧)においては、専ら貸金契約の締結が想定されており、片務的に返済債務を負う借り手から貸し手に対して差し入れる方式が採用されているが、現在の銀行と企業の取引は貸金に限定されておらず、銀行が企業に対して債務を負担することも十分に想定されることから、(新)においては、銀行と企業が双務的に約束し、かつ、双方所持の方式に改めるべきである。</p>	
<p>第1条(適用範囲)</p>	<p>第1条(適用範囲)</p>
<p>1) 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替その他いっさいの取引に関して生じた債務の履行については、この約定に従います。</p>	<p>1) 甲と乙の間で行われる手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、コミットメントライン契約、保証取引、デリバティブ取引、預金取引その他いっさいの取引に関して生じた債権債務の履行については、この約定に従うこととする。ただし、ISDA統一アグリーメントその他の特段の定めがある場合は、右特段の定めによることとし、この約定の適用はないものとする。</p> <p>(オプション)</p> <p>1)' 甲と乙の間で行われる手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、コミットメントライン契約、保証取引、デリバティブ取引、預金取引その他いっさいの取引に関して生じた債権債務の履行については、この約定に従うこととする本約定書に定める条項と個々の取引のために個別に取り決めた条項との間で齟齬が生じた場合、本約定書締結日前に成立した取決めについては、当該取決めにおいて明示的に特段の定めがない限り、本約定書の規定が優先するものとし、本約定書締結日後に成立した取決めについては、当該取決めの規定が優先するものとする。</p>
<p>2) 私が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、貴行が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行についてこの約定に従います。</p>	<p>2) 乙が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、甲が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行についてこの約定に従うこととする。</p>
<p><b>【コメント】</b>  1) (旧)においては、この約定の適用される取引の範囲が明確ではないこと、銀行が企業に対して債務を負担する場合が想定されていないことから、(新)においては、できる限り、この約定の適用される取引の例示を示すことによって具体化を図るとともに、他に特段の定めのある場合(I SDAの統一アグリーメント等が存在する場合)については、適用除外となることを明確化すべきであると考えられる。  2) 1)' のオプションについては、新約定書締結前の個別契約について、約定書以外の契約において特段の定めがあり、かつ明示的に個別 契約を優先することが記載されていない限りは、新約定書を優先することとするものである。</p>	
<p>第2条(手形と借入金債務)</p>	<p>第2条(手形と借入金債務)</p>
<p>手形によって貸付を受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます。</p>	<p>乙が甲から手形によって貸付を受けた場合には、甲は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができる。</p>
<p>第3条(利息、損害金等)</p>	<p>第3条(利息、損害金等)</p>
<p>1) 利息、割引料、保証料、手数料、これらの戻しについての割合および支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。  2) 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年 %の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。</p>	<p>1) 利息の計算方法については、貸付については貸付日のみを算入すること(片端前入れ)とし、預金については預金日のみを算入することとする。  2) 利息、割引料、保証料、手数料、これらの戻しについての割合および支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、両者協議の上、書面による合意をもって、変更することができるものとする。  3) 一方当事者が他方当事者に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に加え、に % (年率) を加算した率により算出した損害金を支</p>

	<p>払うこととする。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。</p>
<p><b>【コメント】</b></p> <p>1) 現在の取扱いでは、銀行から企業への貸付金に係る利息計算は両端入れとされているのに対し、企業から銀行への預金に係る利息計算は片落し(片端入れ:預金日と返済日のいずれか1日を控除して算入すること)とされているが、銀行と企業間の公平性を確保するため、いずれも片端前入れとすべきであると考えられる。</p> <p>2) 利息、損害金等の定めの変更については、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものであれば、銀行側の一方的な意思表示によって行うことができることとされているが、どのような場合に「相当の事由がある」「一般に行われる程度」と認められるのかが明らかでないこと、銀行側に一方的な変更権を認めることは不公平であることから、「両者協議の上、書面による合意をもって」変更することができるとすべきであると考えられる。</p> <p>3) 損害金の利率については、予め確定しておくことが必要であるが、現在一律年14%の割合による損害金となっているのは不合理であるとの指摘がある。また、銀行が企業に対して債務を負担することも想定されることから、その場合にも適用がある規定とした。具体的算定方法は、ISDAマスター契約で、銀行の調達コストに年利1%を上乗せした形で規定していることを参考にしつつ、当事者間の約定時の個別合意に委ねることとした。</p>	
<p>第4条(担保)</p>	<p>(削除)</p>
<p>1) 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって、直ちに貴行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加します。</p> <p>2) 貴行に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか、現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>3) 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。</p> <p>4) 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有している私の動産、手形その他の有価証券は、貴行において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します</p>	
<p><b>【コメント】</b></p> <p>1) (旧)1)については、1.銀行側において明確な要件によらずに追加担保徴求することを可能とするものであること、2.銀行と企業間の取引関係の変化によって、企業側が追加担保差入れを行ったからといって、必ず借入れを受け入れられるものではないこと、3.社債については無担保が通例となっていることと比較すると有担保主義に偏りすぎていること、4.無担保社債に係るネガティブプレッジ(非担保化)条項に抵触することになりかねないことから、削除すべきである。</p> <p>2) (旧)1)、2)については、別途担保契約書を交わしていることが通例なことから、敢えて銀行取引約定書に規定しなくてもよいと考え削除した。</p> <p>3) 4)については、銀行に有利すぎることで、また、銀行取引約定書の規定なくとも商事留置権は法律上認められていることから、削除した。</p>	
<p>第5条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第4条(期限の利益の喪失)</p>
<p>1) 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>1. 支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。</p>	<p>1) 一方当事者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、他方当事者からの通知催告等がなくても、他方当事者に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。</p> <p>1. 支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。</p>

<p>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>3. 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>4. 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。</p> <p>2) 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。</p> <p>2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>3. 私が貴行との取引約定に違反したとき。</p> <p>4. 保証人が前項または本項の各号の一にても該当したとき。</p> <p>5. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p>	<p>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>3. 一方当事者の他方当事者に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>4. 一方当事者が合併によらずに解散したとき。</p> <p>5. 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって、甲に乙の所在が不明となったとき</p> <p>2) 一方当事者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、他方当事者の請求により、一方当事者は他方当事者に対するいっさいの債務の期限の利益を喪失し、債務を弁済するものとする。</p> <p>1. 一方当事者が、他方当事者に対する金銭債務の一部でも履行を遅滞したとき。</p> <p>2. 一方当事者が、別途定める金額を超えて第三者に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。</p> <p>3. 一方当事者の担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>4. 一方当事者が、別途定める金額を超えて公租公課を滞納したとき。</p> <p>5. 体的損害が生じたとき(1)5に該当する場合を除く)。</p> <p>2) 本約定書その他甲乙間のあらゆる取引約定に基づいて一方当事者が履行すべき約束または義務を履行することを怠った場合で、かつかかる不履行の通知が当該当事者に対して行われた後××日以内に、当該不履行が解消されない場合、一方当事者は他方当事者に対するいっさいの債務の期限の利益を喪失し、債務を弁済するものとする。</p>
---	---

【コメント】

1) (旧)1)については、企業側の期限の利益の喪失事項のみを規定することは不公平であることから、銀行側も期限の利益を喪失することを想定した規定にすべきであると考えられる。なお、金融機関の更生手続の特例等に関する法律に基づく破産手続・更生手続開始は、「破産・会社更生手続開始」に該当すると考えられる。

2) (旧)2)についても、企業側の期限の利益の喪失事項のみを規定することは不公平であることから、銀行側も期限の利益を喪失することを想定した規定にすべきであると考えられる。

(旧)2)1、2号については、「一方当事者が他方当事者に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき」、「一方当事者が他方当事者に対して設定した担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき」とすべきではないかとの指摘もあるが、債務一般において履行遅滞があることや設定した担保一般において差押、または競売手続の開始があることは債権保全を必要とする重大な事由と認められ、また、直ちに期限の利益を喪失するのではなく、請求によって期限の利益を喪失する旨定められていることから、(新)2)1号から3号までのとおりとすべきと考えられる。なお、(旧)2)1号における「債務」に、銀行取引約定に基づく義務が含まれると解釈されうることから、(新)2)1号における債務の種類を限定する文言を加えた。(旧)1)3号については、軽微な取引約定違反が該当することとなつては不相当であることから、(新)2)5号のとおり、具体的に印章等の変更届出を著しく遅延したときに限定すべきであると考えられる。(旧)2)4号については、保証人の信用状態に問題が生じた場合に、請求によって主債務者が期限の利益を喪失するものとすることは、主債務者にとって著しく不利益であることから、削除すべきである。

3) (新)3)における不履行の通知とは、一方当事者が契約上履行すべきであるにも拘わらず、履行していない約束または義務について、他方当事者が一定の方法(書面手渡し、内容証明郵便等)により一方当事者に伝えることをいう(ISDA92年版参照)。

<p>第6条(割引手形の買戻し)</p>	<p>第5条(割引手形の買戻し)</p>
<p>1) 手形の割引を受けた場合、私について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について、また手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形</p>	<p>1) 甲が乙の有する手形の割引を行った場合、乙について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について、甲から通知催告等がなくても当然に手形面記載の金額の買戻債務を負</p>

の主債務者について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときはその者が主債務者となっている手形について、貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。

2) 割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。

3) 前2項による債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。

い、直ちに弁済するものとする。手形の主債務者に手形法上の遡求権行使の要件が生じた場合、乙は、甲に対し、手形法上の遡求の手續に従い責任を負うものとする。

2) 乙について前条2項の事由が生じた場合、甲の請求により乙は手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済するものとする。

3) 乙について前条3項の事由が生じた場合、不履行の通知が乙に対して行われた後××日以内に、当該不履行が解消されないとき、乙は甲に対し手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済するものとする。

4) 前3項による債務を履行するまでは、甲は手形所持人としていっさいの権利を行使することができるものとする。

**【コメント】**

1) (旧)1)については、「手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形の主債務者について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときはその者が主債務者となっている手形について、貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負うことになるのは、企業側に著しく不利であること、銀行側としては手形法上の遡求権保全手續をとれば足りることから、手形法上の遡求の手續により処理するものとした。

**第7条(差引計算)**

**第6条(差引計算)**

1) 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貴行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。

2) 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。

1) 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、一方当事者が他方当事者に対する債務を履行しなければならない場合には、他方当事者は、その債務と一方当事者に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、一方当事者に通知していつでも相殺することが出来る。

2) 満期前の割引手形について乙が前項により相殺する場合には、乙は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができる。但し、乙は、甲が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができない。

3) 前2項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印するなどして直ちに債務者に提出しなければならないものとする。

4) 前3項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺適状の日までとして、利率、料率は年%、損害金はに%(年率)を加算した率によるものとし、また外国為替相場については、相殺を行う当事者が指定する銀行が示す、相殺適状の日の相場(仲値)を適用する。

**第7条の2(差引計算)**

1) 弁済期にある私の預金その他の債権と私の貴行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。

2) 満期前の割引手形について私が前項により相殺する場合には、私は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、貴行が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができません。

3) 外貨または自由円勘定による債権または債務については、前2項の規定にかかわらず、それらが弁済期にあり、かつ外国為替に関する法令上所定の手続が完了したものでなければ、私は相殺できないものとします。

4) 前3項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押

<p>印して直ちに貴行に提出します。</p> <p>5) 私が相殺した場合における債権債務の利息、割引率、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。</p>	
---	--

【コメント】

- 1) 銀行側から相殺する場合と企業側から相殺する場合について、公平性を確保するため、(旧)第7条と(旧)第7条の2については、(新)第6条に統一すべきであると考えられる。
- 2) (旧)第7条2)については、銀行側が簡易・迅速に相殺することができるように規定されているが、企業側が相殺する場合の手続との公平性を確保するため、民法の原則に戻って、(旧)第7条の24)にならった規定とすべきであると考えられる。
- 3) (旧)第7条3)のうち「計算実行の日」については、具体的な内容が明らかでなく、各銀行によって取扱いが異なっており(相殺適状日、記帳処理日、相殺通知書発送日等)、解釈の統一性の確保することが必要であること、(旧)第7条の24)との整合性の確保が必要であること、実際の相殺通知を遅延させることによって損害金を過大に付加できることを防止することが必要であることから、「相殺適状の日」とすべきであると考えられる。
- 4) (旧)第7条3)のうち「利率、料率は貴行の定めによる」については、銀行側に不当に有利に定められるおそれがあること、予め決めておかなければ相殺を行う額の特定をすることが困難であることから、利息、手数料率についてはブランクとしておいて、予め約定取決めの際に補充することとすべきであると考えられる。なお、損害金については、(新)2条3)と同様の規定とした。
- 5) (旧)第7条の23)については、外貨建ての債権・債務には、弁済期前の消滅について、外為法上の制限があったこと、銀行も、外貨持高の調整を行ったり、為替リスク回避のため為替予約を行ったりしているため、期限前の逆相殺によって、これらの予防措置が働かなくなるおそれがあることから規定されたものであるが、外為法上の制限は撤廃されたこと、外貨建ての債権・債務が一般化する中で弁済期まで相殺できないものとするのは、相殺の機能を著しく減殺することから、削除すべきであると考えられる。
- 6) (旧)第7条の25)のうち「なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。」という部分については、別途特約すれば足りることから、約款からは削除すべきであると考えられる。

第8条(手形の呈示、交付)	第7条(手形の呈示、交付)
<p>1) 私の債務に関して手形が存する場合、貴行が手形上債権によらないで第7条の差引計算をするときは、同時にはその手形の返還を要しません。</p> <p>2) 前2条の差引計算により貴行から返還をうける手形が存する場合には、その手形は私が貴行まで遅滞なく受領に出向きます。ただし、満期前の手形については貴行はそのまま取り立てることができます。</p> <p>2) 貴行が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、次の各場合にかぎり、手形の呈示または交付を要しません。なお、手形の受領については前項に準じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貴行において私の所在が明らかでないとき。</li> <li>2. 私が手形の支払場所を貴行にしているとき。</li> <li>3. 手形の送付が困難と認められるとき。</li> <li>4. 取立その他の理由によって呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき。</li> </ol> <p>4) 前2条の差引計算の後なお直ちに履行しなければならぬ私の債務が存する場合、手形に私以外の債務者があるときは、貴行はその手形をとめおき、取立または処分のおえ、債務の弁済に充当することができます。</p>	<p>1) 乙の債務に関して手形が存する場合、甲が手形上の債権によらないで前条の差引計算をするときは、同時にはその手形の返還を要しない。</p> <p>2) 前条の差引計算により乙が甲から返還をうける手形が存する場合には、甲は乙に対し、××日以内に、その手形を返還しなければならない。</p> <p>3) 甲が手形上の債権によって前条の差引計算をするときは、次の各場合にかぎり、手形の呈示または交付を要しないものとする。なお、手形の返還については、次の各号に記載する状況が解消した際には、前項に準じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲において乙の所在が明らかでないとき。</li> <li>2. 乙が手形の支払場所を甲にしているとき。</li> <li>3. 手形の送付が困難と認められるとき。</li> <li>4. 取立、刑事事件で手形が押収されている場合、その他の理由によって呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき。</li> </ol>

【コメント】

- 1) (旧)1)については、簡易・迅速な相殺が求められるため、同時にその手形の返還を必要とすることは相当ではないものの、(新)2)により、速やかに返還義務を履行すべきものとした。
  - 2) (旧)2)については、企業側に手形引換給付の抗弁を放棄させていることにかんがみれば、公平性の観点から、(新)2)のとおり、民法484条の持参債務の原則に戻り、銀行側から企業側へ手形を持参すべきものと考えられる。
  - 3) また、(旧)2)但書、4)については、本来であれば、企業側へ返還しなければならない手形の二重使用を認めることになることから、削除すべきと考えられる。
- (旧)3)4号については、いかなる場合に「呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき」に該当するかが明らかでないことから、例示を付加すべきと考えられる。

第9条(充当の指定)

弁済または第7条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

第9条の2(充当の指定)

- 1) 第7条の2により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- 2) 私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 3) 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。
- 4) 前2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、また満期前の割引手形については買戻債務を、支払承諾については事前の求償債務を私が負担したものとして、貴行はその順序方法を指定することができます。

第8条(充当の指定)

- 1) 一方当事者が弁済または第6条による差引計算をする場合、一方当事者の債務全額を消滅させるに足りないときは、一方当事者が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。
- 2) 一方当事者が前項による指定をしなかったときは、他方当事者が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べることができないこととする。
- 3) 前項によって他方当事者が充当する場合には、一方当事者の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、また満期前の割引手形については買戻債務を、支払承諾については事前の求償債務を一方当事者が負担したものとして、他方当事者はその順序を指定することができることとする。

【コメント】

- 1) 企業側が弁済した場合、銀行側から差引計算した場合について定める(旧)第9条と企業側から差引計算した場合について定める(旧)第9条の2については、民法上の原則と比較して銀行側に有利な規定であることから、両規定を公平なものとし、かつ、充当手続が著しく煩雑になることを防止する観点から、(新)第8条1)2)のとおり、民法上の原則に則りつつ、2)の場合には他方当事者は異議を述べることができないものとするべきと考えられる。
- 2) (旧)第9条の23)については、銀行側に著しく有利な規定であることから、削除すべきと考えられる。
- 3) (旧)第9条の24)については、銀行側が充当する場合のみを規定していることから、公平性を確保するため、企業側が充当する場合も想定した規定とすべきと考えられる。

第10条(危険負担、免責条項等)

1) 私が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または私が貴行に差し入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貴行の帳簿、伝票等記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代り手形、証書を差し入れます。この場合に生じた損害に

第9条(危険負担、免責条項等)

1) 一方当事者が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形が、他方当事者の保管中または他方当事者への輸送中に、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、他方当事者の帳簿、伝票等記録に基づいて債務を弁済することとする。なお、一方当事者は、他方当事者から請求があればすみやかに代り手形を差し入れるものとするが、他方

については貴行になんらの請求もしません。

2) 私の差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。

3) 万一手形要件の不備もしくは手形を無効とする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、手形面記載の金額の責任を負います。

4) 手形、証書の印影を、私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって、照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負います。

5) 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

当事者による手形の紛失、滅失、または一方当事者による代り手形の振出によって生じた損害及び費用については合理的な範囲内で他方当事者に請求できるものとする。

2) 一方当事者の差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合にも、一方当事者は他方当事者に対して合理的な範囲で損害について請求できるものとする。

3) 一方当事者が振出、引受した手形について、万一手形要件の不備もしくは手形を無効とする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、一方当事者は他方当事者に対し、手形面記載の金額の責任を負うこととする。

4) 甲が、手形、証書の印影について、照合事務に習熟している銀行員に対して期待されている業務上の相当の注意をもって乙の届け出た印鑑に照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は乙の負担とし、手形または証書の記載文書にしたがって責任を負うものとする。ただし、乙が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形で、甲が第三者に対する与信取引によって取得したものについては、この限りでない。

5) 一方当事者の他方当事者に対する権利行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および他方当事者の権利を保全するため一方当事者の協力を依頼した場合に要した費用は、合理的な範囲で他方当事者が負担するものとする。

【コメント】

- 1) (旧)1)については、企業側が銀行側に差し入れた証書について紛失等した場合も想定しているが、証書については、企業側から銀行側に対する差入方式ではなく、双方所持方式とすべきであることから、(新)第9条1)のとおり、証書については除外すべきであると考えられる。また、(旧)1)から3)までについては、企業が銀行の手形を取得する場合等も想定した規定とするともに、手形債務者に不当な危険を負わせないものとするべきである。
- 2) (旧)4)については、銀行の注意義務や責任を軽減緩和するものとするべきではないことから(最1小判昭和46年6月10日金融法務事情618号50頁参照)、(新)4)のとおり、その旨を明記すべきであると考えられる。また、この規定は、銀行が第三者との与信取引によって取得した取引先振出名義の約束手形に適用がないとされており(最判昭62年7月17日民集41巻5号1359頁)、その旨明記すべきである。
- 3) (旧)5)については、企業側が費用負担する場合についてのみ規定されていることから、公平性を確保する観点から、(新)5)のとおり、銀行側も費用負担する場合も想定すべきであると考えられる。
- 4) (新)4)については、ケースによっては双務的な契約にすることも考えられる。

第11条(届出事項の変更)

- 1) 印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出をします。
- 2) 前項の届出を怠ったため、貴行からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第10条(届出事項の変更)

- 1) 乙に印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、甲に対し、直ちに書面によって届け出をする。甲に本約定書に記載された名称、商号、代表者、住所に変更があったときは、乙に対し、直ちに書面によって通知するものとする。
- 2) 一方当事者が前項の届出または通知を怠ったため、他方当事者からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

【コメント】

本約定書に記載された住所等に変更があった場合、銀行も企業への通知を行うべきである。	
第12条(報告および調査)	第11条(報告)
1) 財産、経営、業況について貴行から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。 2) 財産、経営、業況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは貴行から請求がなくても直ちに報告します。	1) 甲が乙に対して債権を有する場合、甲から乙に対して請求があったときは、乙は財産、経営、業況について、合理的な範囲内で、すみやかに報告することとする。 2) 甲が乙に対して債権を有する場合、乙の財産、経営、業況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、乙は、甲から請求がなくても、合理的な範囲内で、すみやかに報告することとする。
【コメント】 1) (旧)1)2)については、報告すべき内容が明らかでなく、著しく広範なものとなりかねないことから、(新)1)2)のとおり、「合理的な範囲内で」とすべきと考えられる。なお、限定の方法としては、「有価証券報告書に記載されるべき内容の範囲内で」「貸付に関連して」「一般に情報開示が行われている範囲内で」「法令の許す範囲内で」とする選択肢もありうる。なお、上場・店頭公開企業であれば、タイムリーディスクロージャーで求められている事項が目安となろう。	
第13条(適用店舗)	第12条(適用店舗)
この約定書の各条項は、私と貴行本支店との間の諸取引に共通に適用されることを承認します。	この約定書の各条項は、甲本支店と乙本支店との間の諸取引に共通に適用されるものとする。
【コメント】 取引店毎に約定書を作成するのは煩雑であることから、本条項は残すべきと考えられる。	
第14条(合意管轄)	第13条(合意管轄)
この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴行本店または貴行支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。	甲と乙は、この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、乙と取引関係にある甲店の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意する。
【コメント】 銀行側の本支店の所在地を管轄する全ての裁判所が管轄裁判所となることは、銀行側に著しく有利となることから、ブランクにしておき、約定作成時に双方の合意に基づき、特定の本支店を補充すべきであると考えられる。	
	第14条(旧銀行取引約定書の効力)
	本約定書の締結により、乙が甲に差し入れた昭和 年 月 日付銀行取引約定書その他乙の支店が甲に差し入れた一切の銀行取引約定書は効力を失うものとする。
【コメント】 現行銀行取引約定書との関係を明確化する必要あり。	
保証条項 保証人は、本人が第1条に規定する取引によって貴行に対し負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの約定に従います。保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、本人と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行いません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。	(削除)
【コメント】 保証人を付して銀行取引約定を締結することは希であり、保証人を付す場合には特約を締結すれば足りることから、削除すべきである。	

## 〔資料1〕これまでの銀行取引約款に関する主な議論

### ○ 平成8年2月 全国銀行協会連合会金融法務研究会 各国銀行取引約款の検討―そのI. 各種約款の内容と解説―

わが国の銀行取引約定書、当座勘定規定等については、銀行の立場を重視しすぎて、顧客の立場が軽視されすぎているのではないかという疑問も聞かれるところである。

### ○ 平成8年10月25日 日本弁護士連合会人権擁護大会「銀行取引における消費者の権利確立を求める決議」より抜粋

銀行と消費者との契約の対等性を確保し、消費者の権利を擁護する観点から、融資における現行各約款は、次のとおり見直されるべきである。

- 1) 約定書が顧客の手元に残らない差し入れ方式をやめて、双方所持方式とすること
- 2) 約定書の内容を顧客と対等・平等なものとする。特に、銀行の民事上の責任を免除する規定、銀行のみに契約内容の変更権を認める規定などを改めること

### ○ 平成9年6月13日 金融制度調査会答申

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない、また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな形等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要である。

### ○ 平成10年5月8日 読売新聞朝刊1面

全国銀行協会連合会は7日、定期預金や住宅ローンなど、金融機関の個人向け金融商品に関する契約(約款・約定書)の内容を、消費者側に有利になるよう全面的に見直す方針を固めた。35年前に今の内容が固まって以来の抜本的な見直しで、銀行側に認められている一方的な融資の打ち切りや金利の変更をしにくくするほか、契約書の内容も分かりやすい表現に改める。日本版ビッグバン(金融制度の抜本改革)の本格化に合わせて、消費者に自己責任を求める前提として、銀行など金融機関の都合が優先していた契約のやり方を消費者本位に改めるのが狙いだ。(中略) ただ、今回の見直しは個人向け取引に限られており、中小企業などとの契約の見直しは当面見送られるという。

## 〔資料2〕銀行取引約定書に対する企業の意識

### ○ 事実(その1)

約98%の企業がわが国金融機関においては横並び慣行または横並びの傾向があるとの指摘があった。

	回答割合
1)横並び慣行があり一律の書式が利用されている	約76%
2)横並びの傾向があり、ほぼ同様の書式が利用されている	約22%
3)横並び慣行はない	約2%
4) その他	0%

### ○ 事実(その2)

約63%の企業が銀行取引約定書の内容は不合理であると指摘した。

#### 〔不合理との指摘が多かった条項〕

	回答割合
1)4条(担保条項)	約21%
2)3条(利息、損害金等)	約14%
3)5条(期限の利益の喪失)	約7%

4)7条(差引計算)	約 7%
5)10条(危険負担、免責条項等)	約 3%
6)12条(報告及び調査)	約 3%

(資料)通商産業省「産業金融に係る横並び慣行についてのサンプル調査結果」  
平成10年1月

---

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)  
〒105-0001東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晩翠ビル5階  
TEL03-3503-7671 FAX 03-3502-3740 [cfta@bpf-f.or.jp](mailto:cfta@bpf-f.or.jp)